

カーヤこども食堂 会則

【基本理念】

子どもと保護者の方が笑顔で安心できる居場所づくりを目指します。

【総則】

第1条 名称

名称は、「カーヤこども食堂」とする。

第2条 活動目的

子どもと子育て中の保護者の方に、安心・安全な食事と居場所を定期的に提供することで、子どもの健全な心身の育成と、保護者の方が安心して子育てできるようお手伝いする。

第3条 所在地と開催場所

所在地は「桃山町日向13-5」、開催場所は「京都スパイスカレーKAAYA」とする

第4条 会員

基本理念に賛同する全ての人は、所定の手続きを経て入会できる。尚、入会金、年会費などは無料とする。

第5条 活動内容

子どもと保護者の方に手づくりで温かい食事と居場所の提供を、定期的に行う。

第6条 役員と職務

代表1名 代表は会の業務を統括する。

会計1名 会計は会の会計事務を処理する。

監査1名 監査は会の会計事務を監査する。

第7条 会計

会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、1年に1回の会計報告を行う。

第8条 運営資金

賛助金、寄付金、その他の収入で運営する。

第9条 会則の変更等

本会則の変更及び定めのない事項は、その都度、役員の合議で決定する。

【附則】

この会則は2021年11月12日より施行する。